

令和2年6月9日
内閣府規制改革推進室

放送と同一に取扱う配信サービスの対象及び拡大集中許諾制度と 国際条約との関係について

著作権法を改正し、同時配信、追っかけ配信、見逃し配信について放送と同一の取扱いを行うという国内法制度見直しを行い、公衆送信権や利用可能化権について権利制限を行ったとしても、以下の条約に規定される3ステップ・テストをはじめ、各例外規定等を満たす形^(注)で国内立法が行われれば、国際条約に違反することにはならない。

(注) 著作権について、ベルヌ条約上は協定全体にかかる放送の定義は存在しないものの、配信についてはベルヌ条約上の複製権や録音権等の他の規定とも関係すると解されるところ、著作権法の改正が検討される際には、ベルヌ条約等の諸規定と整合的になる必要がある。また、レコード製作・実演はWPPT上で利用可能化権として、配信についてはレコード製作者と実演家に許諾に係る排他的権利が与えられているところ、著作権法の改正で放送と同一に取扱う場合には、許諾権から報酬請求権に権利が制限されることについて、WPPT上の3ステップ・テストをはじめ、各例外規定等を満たす形で国内立法を行う必要がある。更に、映像実演についても、北京条約等の諸規定と整合的に国内立法を行う必要がある。

・著作権・・・ベルヌ条約 第9条2項

第九条 [複製権]

- (1) 文学的及び美術的著作物の著作者でこの条約によつて保護されるものは、それらの著作物の複製（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利を享有する。
- (2) 特別の場合について(1)の著作物の複製を認める権能は、同盟国の立法に留保される。ただし、そのような複製が当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

・著作隣接権（レコード製作・実演）・・・WPPT 第16条2項

第十条 固定された実演の利用可能化権

実演家は、レコードに固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する

第十四条 レコードの利用可能化権

レコード製作者は、そのレコードについて、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する。

第十六条 制限及び例外

- (2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家又はレコード製作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

・著作隣接権（映像実演）・・・北京条約 第13条2項

第十条 固定された実演の利用可能化権

実演家は、視聴覚的固定物に固定されたその実演について、有線又は無線の方法により、公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において利用が可能となるような状態に置くことを許諾する排他的権利を享有する

第十三条 制限及び例外

- (2) 締約国は、この条約に定める権利の制限又は例外を、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、実演家の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

また拡大集中許諾制度についても、同様に上記条約に規定される3ステップ・テストをはじめ、各例外規定等を満たす形で国内立法が行われれば、国際条約に違反することにはならない。デンマークはオンデマンド配信も対象として拡大集中許諾制度を運用しているが、ベルヌ条約とWPPTに加盟し、北京条約にも署名を行っている。

(参考) 3ステップ・テスト

- ・特別な場合であって
- ・著作物等の通常の利用を妨げず
- ・権利者の正当な利益を不当に害しない